

議案第24号

伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市印鑑条例の一部改正)

第1条 伊賀市印鑑条例(平成16年伊賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第6条第3項中「同じ。)」の次に「のうち非漢字圏の外国人住民」を加え、「記録」を「記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))が」に改める。

第7条第2項中「(これに準ずる方法により一定事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))」を削る。

第8条第1項第4号中「が記録」を「の記載が」に改め、同項第7号中「外国人住民」の次に「のうち非漢字圏の外国人住民」を加え、「記録」を「記載が」に改める。

第12条第1項第3号中「記録」を「記載が」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 意思能力を有しない者となったとき。

第14条第1項第2号中「が記録」を「の記載が」に改め、同項第4号中「外国人住民」の次に「のうち非漢字圏の外国人住民」を加え、「記録」を「記載が」に改める。
(伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年伊賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。